

商工共済ニュース

中小企業と地域振興をもっとサポート

平成19年度 特別加入促進運動

～各地で加入促進協議会を開催～

中小機構では、小規模企業共済制度でモデル都道府県運動と都市部運動を、経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）制度で全都道府県運動と特定地域運動を、それぞれ実施しています。ここでは、小規模企業共済のモデル都道府県運動を実施する山形県と、経営セーフティ共済の全都道府県運動を実施する山梨県で開かれた加入促進協議会の模様を紹介します。

経営セーフティ共済

全県運動 ～山梨県加入促進協議会～

山梨県は7月3日、地元金融機関、商工指導団体の関係者にお集まりいただき、加入促進協議会を開きました。

会議の開催にあたり、県・商工労働部商工総務課の中村雅夫課長が、「マクロ景況は良好ですが、県内の中小企業には景気回復感の乏しい状況が続いています。県産業としては、宝石、ワイン、観光など地域資源の活用を図っていますが、なお厳しい状況です。こうした中でも、県内企業には当制度を利用しながら経営安定を図り、健全な発展を期待しています。是非とも加入促進にご協力をいただきたい」とあいさつ。

中小機構からは、「山梨県の加入件数が全国で下から2番目という低位にあるので、少しでも上位に位置されるよう期待します」との要望が伝えられた。また19年度は、金融機関と商工指導団体の加入取扱比率（前年度81%と19%）を、それぞれ75%、25%と商工指導団体のシェアアップを目指すことで、全会一致しました。



あいさつする
中村課長

小規模企業共済

モデル県運動 ～山形県加入促進協議会～

山形県は7月6日、地元金融機関、商工指導団体の関係者にお集まりいただき、加入促進協議会を開きました。

会議の開催にあたり、県・商工労働観光部産業政策課の武田公治課長が、「一般景況はともかく、県内の小規模企業には、いぜん厳しい経営環境が続いています。この共済制度は、小規模企業が経営の安定を図るためにきわめて有効です。とくに本県は、加入促進のモデル県として制度の普及、拡大に努めることとなります。本日お集まりの皆様には、加入促進で日ごろご尽力いただいておりますが、目標達成になお一層のご努力をお願いします」とあいさつ。

中小機構からは、日経新聞が6月に掲載した「小規模企業共済の資金運用について」の記事（本誌6頁を参照）に触れ、「契約者からお預かりしている資産の運用には万全を期しているので、安心して事業者にお勧めください」と、改めて説明した。



あいさつする
武田課長

平成18年度の特別制度で目標を達成

経営セーフティ共済 加入推進団体制度

加入目標件数達成 30団体

柴田町商工会	仙台商工会議所	米沢商工会議所	ひたちなか商工会議所	日高市商工会
東京税理士協同組合	静岡商工会議所	浜松商工会議所	清水商工会議所	富士商工会議所
高岡商工会議所	射水商工会議所	川北町商工会	野々市町商工会	能美市商工会
名古屋商工会議所	名古屋税理士協同組合	京都税理士協同組合	東大阪商工会議所	大阪商工会議所
大阪・奈良税理士協同組合	姫路商工会議所	尼崎商工会議所	兵庫県西税理士協同組合	岡山商工会議所
広島商工会議所	尾道商工会議所	中国税理士協同組合	那覇商工会議所	TKC企業共済会

経営セーフティ共済 加入推進代理店制度

加入目標件数達成 39代理店

釧路信用金庫	川口信用金庫	横浜信用金庫	朝日信用金庫	さわやか信用金庫
東京東信用金庫	東栄信用金庫	足立成和信用金庫	西武信用金庫	城北信用金庫
巢鴨信用金庫	共立信用組合	金沢中央信用組合	第三銀行	大垣信用金庫
東濃信用金庫	西濃信用金庫	岡崎信用金庫	西尾信用金庫	但馬銀行
滋賀中央信用金庫	大阪信用金庫	大福信用金庫	十三信用金庫	摂津水都信用金庫
神戸信用金庫	姫路信用金庫	日新信用金庫	淡路信用金庫	西兵庫信用金庫
但陽信用金庫	ミレ信用組合	兵庫県信用組合	おかやま信用金庫	玉島信用金庫
備前信用金庫	高松信用金庫	遠賀信用金庫	商工組合中央金庫	

小規模企業共済 モデル代理店制度

加入目標件数達成 19代理店

群馬銀行	千葉銀行	桐生信用金庫	さわやか信用金庫	東京東信用金庫
東栄信用金庫	城北信用金庫	共立信用組合	大東京信用組合	第三銀行
大垣信用金庫	東濃信用金庫	岡崎信用金庫	西尾信用金庫	兵庫県信用組合
玉島信用金庫	西中国信用金庫	東山口信用金庫	笠岡信用組合	

(順不同)

いんたびゅー

現場にみる共済制度加入促進策

～経営セーフティ共済～

平成18年度「加入推進団体制度」目標達成の商工会を訪ねる

18年度に経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の「加入推進団体制度」の加入目標を達成した商工会は、全国で5つでした。いずれも管内の事業所数は限られていますが、こうした環境での成果は、各地の商工会はもとより、そのほかの委託機関にとっても地元の中小企業または地域が求める支援機関としてよいモデルになりそうです。そこで今回は、達成先のうち、埼玉県・日高市商工会に経営指導員の鈴木幸雄さんと金子桂三さんのお二人を、また宮城県・柴田町商工会に経営指導員の佐藤一己さんを、それぞれ訪ね、加入促進の取り組みについてうかがいました。

日高市商工会

日高市商工会は、目標達成のハードルをクリアした、数少ない商工会のひとつです。

[金子] 加入件数自体は、それほど多くありませんが、目標達成で共済事業に貢献できたと思っています。日高



市商工会の場合、3人の経営指導員それぞれが、新規会員年間40事業所の加入目標を掲げ、各事業所を訪問しています。その訪問先に経営セーフティ共済の加入をお勧めしてきました。商工会としては、少しでも手数料収入を上げたいということもインセンティブになっています。

[鈴木] 例えば、加入した事業所は、いざという時に借入れができるということで加入、ある事業所は、以前に取引先倒産の経験があることと、やはり節税効果があるというメリットをご理解いただき、ムリのない金額で加入をお勧めしました。いずれも製造業です。

中小機構の共済制度を、どのように位置づけていますか。

[金子] ご承知のとおり、商工会は、会員に対するサービス提供を基本に運営しています。会員は、主に建設業のほか、製造業など「ものづくり」の事業所です。経営セーフティ共済は、実際に取引先が倒産という事態になれば、迅速に融資を受けられるわけですから、そのメリットは強調できます。制度そのものは「よい商品」と考えていますから、できるだけ会員に情報提供を心がけています。

中小機構に対する要望、ご意見をお聞かせください。

[鈴木] パンフレットは、一見して分かるようにして欲しいですね。例えば、「共済金の貸付けを受けた場合、貸付額の10分の1に相当する掛金の権利が消滅します」とありますが、共済金元金には利息が付かないこととの違いについて、会員のみなさんに説明するとき困る場合があります。



左から鈴木、金子、栗原洋一の皆さん（敬称略）

日高市商工会

現在の会員事業者数は1216。会員へのサービス提供を基本に据えた、税務・労働・金融各部門の相談・あっ旋業務が中心。活動セクターとして、商業、サービス業、建設業、工業の4部会を設けている。

宮城県柴田町商工会

商工会として、経営セーフティ共済をどのようにお考えですか。

[佐藤] 中小事業者にとっての「転ばぬ先の杖」と認識しています。事業者が経営を続けるためには、是非とも必要な制度です。

事業所数が、それほど多くない管内での目標達成です。

[佐藤] 景気については、マクロ視点での好況が伝えられています。しかし、地方にある柴田町のような地域では、なかなか実感できないのが現実です。とくに建設業が苦しんでいます。管内では、この数年で建設業を中心に5件の倒産という生々しい現実と直面しました。どの企業も取引先を持てば、こうした事態が起こらないとは限りません。経営セーフティ共済は、万が一被害にあった時の資金対策として有効です。そこで「いざという時の共済」ということを訴えています。

加入を促すため、日ごろ事業者とどのように接触されていますか。

[佐藤] のべつ限なく歩いても、効率は上がりません。そこで、ある程度事業所を絞り込んでいます。18年度は、初めての試みとして、会員名簿から、取引先を持ち、しかもある程度の企業規模を持つ60事業所をピックアップしてDMを送付、経営指導員と職員が二人一組となり、それら事業所を巡回して、連鎖倒産防止という制度の趣旨、節税効果を説明しながら加入を勧めました。

19年度も経営指導員を中心に職員と、目星をつけた企業先を巡回訪問する方法で加入推進を図りたいと考えています。大事なものは、商工会と事業所とのコミュニケーション密度です。目標達成は、日ごろから会員との密な付き合いという下地があってこそその成果です。

中小機構に対する要望、ご意見をお聞かせください。

[佐藤] ほとんどの金融機関は、相手先が倒産した場合、つなぎ資金を融資しています。ですから相手先の倒産時に、共済金申し込みから貸付実行までの間、審査手続きの簡便化、期間短縮への対応、さらに金融機関のつなぎ融資ができるような措置を期待します。



後列左から職員の石井、鎌田、鈴木、前列左から平井、佐藤、大宮の皆さん（敬称略）

柴田町商工会

会員は、現在約700事業所。金融・税務などの経営相談で、中小企業者の経営改善事業を進めている。会員の業種構成は、およそ建設・製造、卸小売、サービスで3分されている。

Q&A 緊急経営安定貸付けのご案内

小規模企業共済契約者貸付けには、一般貸付けのほか5種類の特別貸付制度（傷病災害時、創業・転業時、新規事業展開等、福祉対応、緊急経営安定）が設けられています。中でも緊急経営安定貸付けの年間申込件数は、特別貸付け全体の約50%を占めるニーズの高い貸付制度です。

ここでは、緊急経営安定貸付けについて、委託団体からよく寄せられる質問のうち、代表的なものを紹介させていただきます。

Q1 会員以外の方から「要件確認書」への確認事務を依頼された場合？

A1 緊急経営安定貸付けは

- ①直近3ヶ月または6ヶ月間の売上高が、前年同月比5%以上減少しており、今後も減少が見込まれること
 - ②直近3ヶ月または6ヶ月間の売上高が、2年前または3年前の同期比5%以上減少しており、今後も減少が見込まれること
- のいずれかに該当することを要件としています。

したがって、①または②に該当していることの証明を、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、青色申告会などからいただくことが必要です。

資金の性質上、緊急を要しますので、各委託団体には会員、非会員を問わず、早急な証明手続きをお願いしています。趣旨をご理解のうえ、ご協力お願いします。

Q2 「要件確認書」に記載する「直近3ヶ月または6ヶ月間の売上高」の「直近」とは、いつから？

A2 原則として申込月の前月を基準月としています。

例えば、申込月が7月の場合の直近3ヶ月は4～6月、8月の場合の直近3ヶ月は5～7月となります。

Q3 「前月の売上高は、まだ担当税理士が取りまとめていない」との申出を受けた場合は？

A3 各月の売上高で「試算表」未作成の場合は、契約者から提示いただいた「帳簿」や「領収書」などでご確認いただければ充分です。

Q&A 経営セーフティ共済掛金の請求について

Q 掛金の未納請求について教えてください。

A 経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）の掛金については、契約者指定の口座から毎月27日に掛金を引き落していますが、掛金が未納の場合は、未納月の翌々月に当月分と一緒に未納分を請求しています。この請求分が未納となった場合は、再度翌々月に請求いたします。なお、未納となった場合、後日請求の際に、掛金に後納割増金がつく場合があります。

〔例〕未納掛金の請求

未納月		請求月
1月	⇒	3月（奇数月の未納分は、次の奇数月に請求）
2月	⇒	4月（偶数月の未納分は、次の偶数月に請求）

Q 掛金を前納したいときは、どうしたらいいですか。

A 掛金を前納している契約者の場合、前納申出書（様式㊥214）の請求金額、請求月の内容により、指定の口座に請求いたします。

金融機関で前納申出書を受け付けた場合、口座振替の設定がなされていない場合がありますので、念のため契約者の口座振替設定状況の確認をお願いいたします。

Q 掛金の納付を再開したいのですが。

A 掛金の納付を止めていて、納付を再開する場合には、納付再開届出書（様式㊥213）と一緒に、必ず口座振替申出書（様式㊥105）の提出をお願いいたします。

Q 共済契約を解約したいのですが。

A 契約者が解約手続きをした場合には、解約手当金請求書（様式㊥401）と一緒に、口座振替解約申出書（様式㊥204）の提出をお願いいたします。

口座振替解約申出書で口座振替の設定解除をしていない場合、掛金請求と解約手続きの間にタイムラグがあるので、解約した当月に口座から掛金が引き落とされる場合があります。こうした事態を避けるため、口座振替解約申出書の手続きをお願いいたします。

Q 共済金貸付を受けた場合はどうなりますか。

A 掛金が限度額上限の320万円になっている場合、あるいは掛金を掛け止めしている場合には、共済金貸付を受けると貸付額の1/10に相当する掛金の権利が消滅します。これに伴って、指定の口座に掛金請求が始まりますので、ご注意ください。

ご注意！ 中小機構の共済制度と類似した企業名からの勧誘

最近、「中小企業基盤整備機構」や「中小企業倒産防止共済制度」と紛らわしい企業名で、融資案内のチラシやダイレクトメールが届き、中小機構と関係があるのかとの問い合わせが、しばしば寄せられます。当機構は、これら企業と一切関係ありません。このようなダイレクトメールや勧誘の電話などには、十分ご注意ください。

業務委託機関ご担当者のみなさまへ

～平成19年6月18日の日本経済新聞の記事掲載について～

平成19年6月18日付け日本経済新聞の朝刊1面に、独立行政法人の繰越欠損金に関する記事が掲載されました。その中で、独立行政法人中小企業基盤整備機構の欠損金について、主な要因を「小規模企業共済の資金運用の不調」とする記述がありました。日ごろから積極的に共済制度の普及に貢献いただいている皆様には、大変不安に感じておられると思います。

そこで、事実関係と今後の方針について、以下のとおりご説明させていただきます。

是非ご一読のうえ、安心してこれまでどおり共済制度の普及にご協力・ご支援賜りますようお願いいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構の平成17年度末欠損金は、総額6,035億円です。小規模企業共済制度の欠損金は、その中の5,955億円を占めています。

欠損金の発生要因は、加入者の皆様に支払う共済金などの額の算定基礎となる予定利率が法律で定められていたために、市場の運用環境の変化（市場金利の低下など）に対し、機動的に対応させることが難しく、長年にわたり運用の実績利回りが予定利率を下回っていたことによります。

こうした状況の下で、平成15年に小規模企業共済法が改正され、予定利率の機動的見直しが可能となり、平成16年度からは予定利率を1%まで引き下げるなどの対応が講じられました。加えて、資産運用環境の好転もあり、平成16年度以降は毎年度当期利益を計上し、欠損金は着実に減少してきております。なお、平成18年度決算では繰越欠損額が5,026億円まで改善され、現在の予定利率や現在のような資産運用環境が継続すれば、平成23年度中には繰越欠損金が解消できる見込みです。

資産の運用については、外部専門家の意見を聞きながら、分散投資を前提とした基本ポートフォリオ（注）に基づき実施しており、今後ともリスクとリターンのバランスに十分に留意した運用をまいります。

今後とも効率的な事業運営を行い、加入者の皆様が安心してご加入し続けていただけるよう、役職員一丸となって努力してまいります。業務委託機関の皆様には、申し述べました趣旨を、十分ご理解くださるようお願いいたします。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

（注）基本ポートフォリオにつきましては、機構ホームページ（小規模共済/資産運用/小規模共済資産運用の基本方針 <http://www.smrj.go.jp/skyosai/000402.html>）をご参照ください。

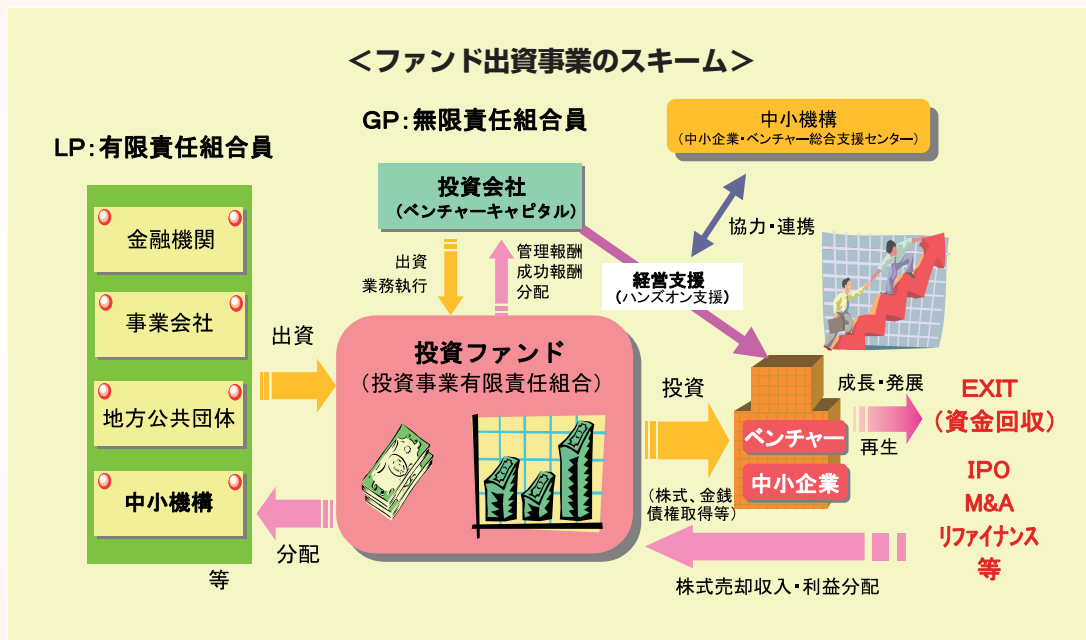
中小機構の事業のごあんない



エクイティ・ファイナンスによる成長支援（ファンド事業）

中小機構では、ファンド出資事業によって、エクイティ・ファイナンスを通じたベンチャー企業・中小企業支援を実施しています。この事業は、ベンチャー企業や中小企業にエクイティ資金を供給するファンドで、政策目的に沿ったのものに対してファンド総額の2分の1を限度に中小機構が出資し、資金供給の円滑化を図るものです。（スキーム図を参照）。

ファンドというと、一般にあまり良いイメージを持たれていませんが、ファンドを通じたエクイティ・ファイナンスは、ベンチャー企業や事業再生企業などにとって、自己資本となる資金を供給し、しかもリスク許容度の高い（担保・保証人を必要としない）かけがえのない資金調達手段となります。また、資金供給者のベンチャーキャピタルの提供する経営支援（ハンズオン支援）も、投資先企業の事業展開にプラスの効果が期待できます。



事業ラインアップとしては、創業7年未満の初期段階の企業への資金供給を促進する「ベンチャーファンド出資事業」、中小企業の新事業展開や第二創業を促進する「がんばれ！中小企業ファンド出資事業」、中小企業の事業承継等を支援する「中小企業事業継続ファンド出資事業」、事業再生に取り組む中小企業を支援する「中小企業再生ファンド出資事業」があります。これまで、110のファンド（総額約2000億円）に出資し、1800社以上の中小企業を支援しています。

また2007年4月、新しく「地域中小企業応援ファンド出資事業」が創設されました。都道府県や地域金融機関などと一体となって、地域の知恵と工夫を活かしながら、地域中小企業の成長段階に応じたリスクマネーの供給等で新事業の創出を支援します。この新事業を活用した地域主導のファンド組成が期待されています。

平成19年度都道府県別加入実績 (19年5月末現在)

都道府県名	小規模企業共済			経営セーフティ共済 (中小企業倒産防止共済)		
	加入目標件数 (A)	4~5月加入実績 (B)	目標達成率 B/A (%)	加入目標件数 (C)	4~5月加入実績 (D)	目標達成率 D/C (%)
北海道	2,710	447	16.5	620	66	10.6
小計 (北海道支部管内)	2,710	447	16.5	620	66	10.6
青森	640	93	14.5	160	10	6.3
岩手	610	118	19.3	120	12	10.0
宮城	1,280	285	22.3	250	25	10.0
秋田	560	97	17.3	110	4	3.6
山形	920	145	15.8	190	32	16.8
福島	1,060	179	16.9	250	31	12.4
小計 (東北支部管内)	5,070	917	18.1	1,080	114	10.6
茨城	1,300	278	21.4	410	29	7.1
栃木	1,370	316	23.1	350	42	12.0
群馬	1,880	302	16.1	600	26	4.3
埼玉	4,080	836	20.5	1,120	130	11.6
千葉	3,280	728	22.2	760	57	7.5
東京都	12,870	2,411	18.7	3,530	380	10.8
神奈川県	6,770	1,351	20.0	790	85	10.8
新潟	1,670	321	19.2	460	47	10.2
山梨	630	81	12.9	150	10	6.7
長野	1,470	268	18.2	290	35	12.1
静岡県	3,660	679	18.6	530	130	24.5
小計 (関東支部管内)	38,980	7,571	19.4	8,990	971	10.8
富山	900	139	15.4	200	24	12.0
石川	990	183	18.5	210	35	16.7
福井	550	84	15.3	140	18	12.9
小計 (北陸支部管内)	2,440	406	16.6	550	77	14.0
愛知	7,520	1,409	18.7	1,010	160	15.8
三重	1,530	241	15.8	200	16	8.0
岐阜	1,890	372	19.7	410	62	15.1
小計 (中部支部管内)	10,940	2,022	18.5	1,620	238	14.7
滋賀	1,010	241	23.9	230	23	10.0
京都	2,010	410	20.4	440	35	8.0
大阪	6,360	1,200	18.9	1,930	260	13.5
兵庫県	4,120	820	19.9	870	90	10.3
奈良	1,040	172	16.5	140	18	12.9
和歌山	640	137	21.4	250	12	4.8
小計 (近畿支部管内)	15,180	2,980	19.6	3,860	438	11.3
鳥取	450	58	12.9	70	11	15.7
島根	540	82	15.2	80	6	7.5
岡山	1,520	251	16.5	340	65	19.1
広島	2,940	528	18.0	520	55	10.6
山口	1,170	269	23.0	170	25	14.7
小計 (中国支部管内)	6,620	1,188	17.9	1,180	162	13.7
徳島	580	99	17.1	90	9	10.0
香川	750	118	15.7	160	23	14.4
愛媛	1,070	171	16.0	170	32	18.8
高知	460	72	15.7	70	6	8.6
小計 (四国支部管内)	2,860	460	16.1	490	70	14.3
福岡	3,630	697	19.2	610	61	10.0
佐賀	490	102	20.8	90	10	11.1
長崎	880	180	20.5	170	24	14.1
熊本	1,480	249	16.8	200	33	16.5
大分	670	177	26.4	120	9	7.5
宮崎	780	157	20.1	110	11	10.0
鹿児島	1,350	229	17.0	170	12	7.1
沖縄	920	183	19.9	140	19	13.6
小計 (九州支部管内)	10,200	1,974	19.4	1,610	179	11.1
合計	95,000	17,965	18.9	20,000	2,315	11.6

監修

独立行政法人
中小企業基盤整備機構

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1
TEL 050-5541-7171 (共済相談室)
http://www.smrj.go.jp/

編集人
発行所

伊藤 恒雄
財団法人 企業共済協会
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-1-10
TEL 03 (3459) 4878 FAX 03 (3459) 4839

隔月25日発行

